

よくあるご質問(1月14日時点)

	質問	回答	更新日等
1	現在、開業届を出していない。もしくは開業から相当の年月が経ち、代表者が変わっている等で届出をしているか分からない。	町内に店舗・事業所があり、営業実態があると確認できる場合は、毎年確定申告をしていれば、登録申請できます。 店舗を持たないフリーランス等は、営業実態があるかどうか確認できないので、開業届を提出していることが要件となります。 なお、事業を始める際には、所轄税務署に開業届を提出するよう所得税法で定められていることから、現時点でも開業届を提出できるかどうか所轄税務署へお問い合わせください。	1月14日 新規
2	以前も商品券の特定事業者として登録していたが、改めて登録申込みをしないといけないのか。	以前の商品券事業の際に登録されていた特定事業者であっても、今回の物価高騰対策商品券事業の特定事業者になる場合には、改めて申込書を提出していただく必要があります。 ただし、令和5年度に実施した「島本町物価高騰対策商品券事業」で特定事業者の登録をされていた事業者で、今回登録内容等に一切変更がない場合は、記載内容の一部を省略することができます。詳しくは、登録申込書をご確認ください。	1月14日 新規
3	登録店舗ステッカーはいつごろ届くのか。	3月下旬頃の発送を予定しています。	1月14日 新規
4	A区分の事業所であるが、間違えて地元再発見の商品券を受け取ってしまった。	区分対象外の商品券の換金は行いません。 そのため、A区分の事業所では地元再発見の商品券は使えないということを従業員全員に共有するとともに、店舗内に「一般券のみ使用が可能である」旨のポスターなどを掲示するなど、商品券を利用される方への周知をお願いします。	1月14日 新規
5	換金請求の受付は期間中毎日行っているのか。	窓口の受付日時については、後日登録店舗ステッカー送付時にお知らせするとともに、商工会ホームページにも掲載します。(受付を行わない日もあります。事前予約は不要です。)	1月14日 新規
6	商品券利用対象外の不動産とはどういったものか。	土地・家屋の購入や家賃・地代・駐車場等の支払い等です。	1月14日 新規